

令和4年6月9日

第4回 日南町議会定例会議案

日 南 町

報告第 1 号

令和 3 年度日南町繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、
令和 3 年度日南町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり本議会に報告する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

日南町長 中村 英明

令和3年度 日南町繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	町債	その他	
総務費	総務管理費	1001 一般管理事務	32,760,000	17,594,528	0	17,594,528	0	0	0
	戸籍住民基本台帳費	1055 戸籍住民基本台帳一般事務	2,733,000	2,733,000	0	2,733,000	0	0	0
民生費	社会福祉費	1270 民生一般管理事務(福祉保健課)	801,000	801,000	0	801,000	0	0	0
		1540 生活困窮者自立支援事業	1,022,000	1,022,000	0	1,022,000	0	0	0
衛生費	保健衛生費	1298 予防衛生一般事業	7,534,000	7,534,000	0	7,534,000	0	0	0
農林水産業費	農業費	1114 国土調査事業	34,700,000	34,700,000	0	24,375,000	0	0	10,325,000
		1168 山村振興一般対策事務	3,600,000	3,600,000	0	0	3,600,000	0	0
		1514 経営所得安定対策事業	2,813,000	2,812,576	0	0	2,800,000	0	12,576
		1568 機構集積支援事業	360,000	360,000	0	360,000	0	0	0
	林業費	1176 林業一般管理事務	71,870,000	71,870,000	0	56,000,000	0	0	15,870,000
		1183 森林保全総合対策事業	20,734,000	20,734,000	0	7,049,000	0	0	13,685,000
		1187 治山事業	30,150,000	30,150,000	0	9,541,760	19,800,000	0	808,240
		1458 林道新設改良事業	74,120,000	74,120,000	0	43,991,795	26,500,000	0	3,628,205
		1489 林道維持管理事業	17,415,000	16,415,000	0	6,786,050	4,000,000	0	5,628,950
		1119 道路新設改良事業	107,310,000	83,480,000	33,000	39,823,350	40,500,000	0	3,123,650
土木費	道路橋梁費	1120 橋梁維持管理事業	51,000,000	51,000,000	0	24,126,468	26,200,000	0	673,532
		1045 単独災害緊急対策事業	1,300,000	400,000	0	0	0	0	400,000
教育費	社会教育費	1384 遺跡詳細分布調査事業	2,358,000	2,358,000	0	1,768,000	0	0	590,000
災害復旧費	農林水産施設災害復旧費	1125 耕地災害復旧事業	91,000,000	91,000,000	0	84,726,502	0	0	6,273,498
		1461 林道災害復旧事業	26,770,000	26,770,000	0	20,982,000	4,000,000	0	1,788,000
	公共土木施設災害復旧費	1126 公共土木施設災害復旧事業	102,979,000	102,831,000	0	45,890,809	46,700,000	0	10,240,191
合計				642,285,104	33,000	395,105,262	174,100,000	0	73,046,842

再生可能エネルギー発電事業特別会計

発電事業費	発電事業費	1536 再生可能エネルギー発電事業	23,000,000	23,000,000	0	0	17,000,000	0	6,000,000
-------	-------	-----------------------	------------	------------	---	---	------------	---	-----------

報告第2号

令和3年度日南町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和3年度日南町下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年6月9日提出

日南町長 中村 英明

令和3年度 日南町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	補助金	負担金(補償費)	自己資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	多里地区農業集落排水処理施設上澄水排出装置更新工事	4,620,000	4,565,000	4,565,000	4,500,000	0	0	65,000	55,000	0	部品調達の時期が見込めないため
合計			4,620,000	4,565,000	4,565,000	4,500,000	0	0	65,000	55,000	0	

令和3年度 日南町繰越明許費 参考資料（報告第1号）

【一般会計】

（単位：千円）

款	項	事業名	詳細事業名	繰越額	支出 負担 行為	契約日または 見込日	完了予定日
2 総務費	1 総務管理費	1001 一般管理事務	住民税非課税世帯等臨時特別給付金	17,595	○	R4. 2. 1	R4. 12. 31
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1055 戸籍住民基本台帳 一般事務	転出・転入手続のワンストップサービス化システム構築業務	2,733	○	R4. 4. 1	R4. 12. 23
3 民生費	1 社会福祉費	1270 民生一般管理事務（福祉 保健課）	子育て世帯等臨時特別支援事業給付金	801	○	R3. 9	R4. 5. 31
3 民生費	1 社会福祉費	1540 生活困窮者自立支援事業	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業	1,022	×	申請があった時	R4. 10末
4 衛生費	1 保健衛生費	1298 予防衛生一般事業	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	7,534	○	R3. 6	R4. 9末
6 農林水産業費	1 農業費	1114 国土調査事業	地籍調査事業	34,700	○	R4. 3. 31	R5. 1. 20
6 農林水産業費	1 農業費	1157 堆肥生産施設管理運営事業	堆肥センター マニアスプレッタ購入事業	-	現年完了		
6 農林水産業費	1 農業費	1168 山村振興一般対策事務	ゆきんこ村グラウンドフェンス導入事業	3,600	○	R3. 12. 28	R4. 4. 25
6 農林水産業費	1 農業費	1514 経営所得安定対策事業	県営土地改良事業の町負担金	2,813	×	R4. 3. 28	R4. 11末
6 農林水産業費	1 農業費	1568 機構集積支援事業	農業推進委員 タブレット端末購入	360	○	R4. 5. 16	R4. 6. 30
6 農林水産業費	2 林業費	1176 林業一般管理事務	林地台帳異動更新業務 木材加工流通施設等整備補助金	71,870	○ ×	R3. 9. 27 R4. 3. 31	R4. 6. 30 R4. 5. 31
6 農林水産業費	2 林業費	1183 森林保全総合対策事業	民有林再造林新植経費補助金 美しい森林づくり交付金	20,734	○ ○	R3. 12. 27 R3. 10. 28	R4. 6. 30 R4. 12. 28
6 農林水産業費	2 林業費	1187 治山事業	単県小規模急傾斜地崩壊対策事業	30,150	○	R3. 7. 2	R4. 8末
6 農林水産業費	2 林業費	1458 林道新設改良事業	林道内方線新設改良事業 林道船通山線落石対策 県営林道窓山線負担金	74,120	○ ○ ○	R3. 4. 6 R3. 4. 6 R3. 6. 25	R4. 12末 R4. 5. 31 R4. 7末
6 農林水産業費	2 林業費	1489 林道維持管理事業	林道坂郷線橋梁修繕工事 森林作業路網災害復旧対策事業補助金	16,415	○ ×	R4. 3. 31 R4. 2. 8	R4. 10. 31 R4. 10. 31
8 土木費	2 道路橋梁費	1119 道路新設改良事業	生山印賀線 大菅阿毘線	83,480	○ ○	R3. 7. 2 R4. 3. 31	R4. 10末 R4. 12末

款	項	事業名	詳細事業名	繰越額	支出 負担 行為	契約日または 見込日	完了予定日
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	1120 橋梁維持管理事業	橋梁修繕詳細設計 橋梁修繕工事	51,000	○ ○	R3. 9. 13 R3. 11. 26	R4. 9末 R4. 5. 31
9 消 防 費	1 消 防 費	1045 単独災害緊急対策事業	単独災害緊急対策事業	400	○	R4. 1. 26	R4. 6. 30
10 教 育 費	5 社 会 教 育 費	1384 遺跡詳細分布調査事業	下谷中山鉄山跡地形測量委託業務	2,358	○	R3. 7. 15	R4. 7. 15
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	1125 耕地災害復旧事業	耕地災害復旧工事	91,000	○	R3. 8. 10	R4. 12末
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	1461 林道災害復旧事業	林道災害復旧工事	26,770	○	R3. 9. 7	R4. 10末
11 災 害 復 旧 費	2 公共土木施設災害復旧費	1126 公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧工事	102,831	○	R3. 9. 7	R5. 3. 31
				642,286			

【再生可能エネルギー発電事業特別会計】

(単位：千円)

1 発 電 事 業 費	1 発 電 事 業 費	1536 再生可能エネルギー発電事業	新石見小水力発電所導水路復旧工事	23,000	○	R4. 3. 18	R4. 9. 10
-------------	-------------	--------------------	------------------	--------	---	-----------	-----------

令和3年度 日南町繰越明許費 参考資料 (報告第2号)

【下水道事業会計】

(単位：千円)

1 資 本 的 支 出	2 建 設 改 良 費	処理場建設改良	多里地区農業集落排水処理施設 上澄水排出装置更新工事	4,565	○	R4. 3. 30	R4. 10末
-------------	-------------	---------	-------------------------------	-------	---	-----------	---------

議案第53号

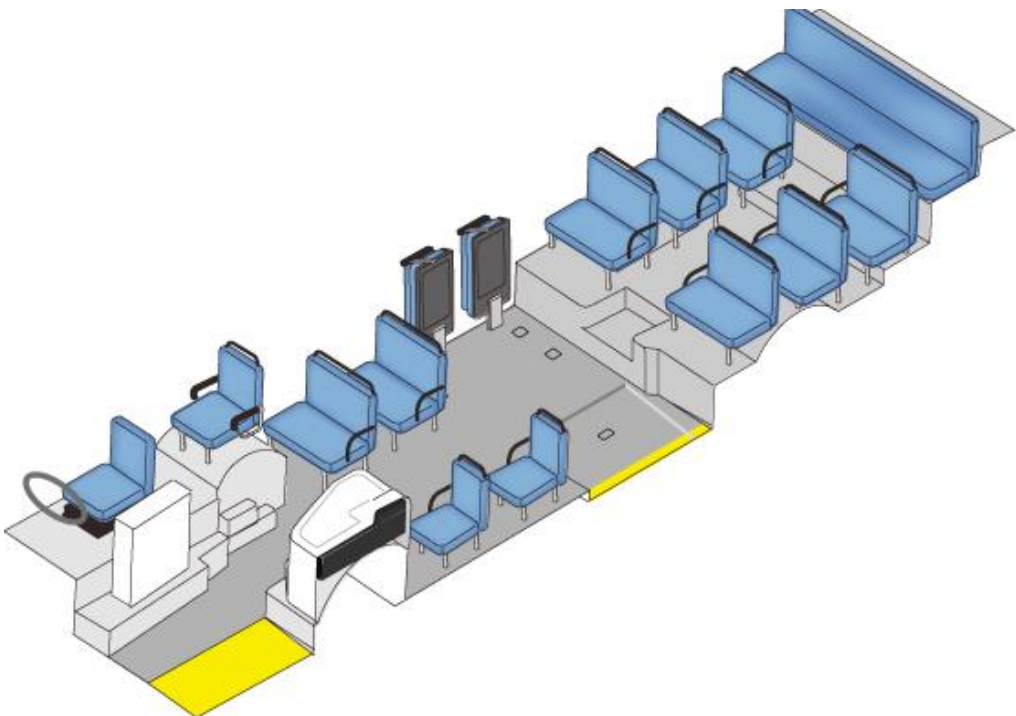
財産の取得について(令和4年度 日南町営バス中型車両購入(58人乗り))

次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

日南町長 中村 英明

- | | |
|-----------|--|
| 1. 財産の内容 | 物品(中型バス 1台) |
| 2. 契約の相手方 | 住所 鳥取県日野郡日野町貝原153番地
氏名 根雨自動車整備株式会社
代表取締役 田辺 正男 |
| 3. 取得価格 | 21,960,730円(消費税込) |



議案第54号

工事請負契約の締結について（令和4年度 日南町TOWNS-NET同軸設備ほか撤去工事）

次のとおり、工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

日南町長 中村 英明

1. 工 事 名 令和4年度 日南町TOWNS-NET同軸設備ほか撤去工事
2. 工 事 場 所 日南町全域
3. 契約の相手方 住所 鳥取県米子市東福原3丁目8番14号
氏名 株式会社 中電工 米子営業所
所長 細田 武明
4. 契 約 金 額 130,900,000円（消費税込）
5. 契約締結の方法 一般競争入札

議案第55号

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

次のとおり、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

日南町長 中村 英明

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（昭和47年日南町条例第25号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 過疎地域内において、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項又は第45条第3項の規定の適用を受けるものであって、取得価格の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者が所有する当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地の用に供する土地（公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税については、新たに固定資産税を課することとなった年度以降3年度間の各年度において課する固定資産税に限り、地方税法(昭和25年法</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 過疎地域内において、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項又は第45条第2項の規定の適用を受けるものであって、取得価格の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項___に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者が所有する当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地の用に供する土地（公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税については、新たに固定資産税を課することとなった年度以降3年度間の各年度において課する固定資産税に限り、地方税法(昭和25年法</p>

律第226号)第6条第1項の規定により固定資産税を課さない。 (1)・(2) (略)	律第226号)第6条第1項の規定により固定資産税を課さない。 (1)・(2) (略)
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

日南町地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

日南町長 中村 英明

日南町地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

日南町地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年日南町条例第7号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 認定事業者 地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者であって、<u>令和6年3月31日</u>までに、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同条第3項の規定に基づく認定（次条において「計画認定」という。）を受けたものをいう。</p> <p>(地方活力向上地域内における特定業務施設の整備に係る固定資産税の課税免除又は不均一課税)</p> <p>第3条 認定事業者が、計画認定を受けた日から同日の<u>翌日</u>以後3年を経過する日まで（同日までに地域再生法第17条の2第6項の規定により計画認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内等において特定業務施設を</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 認定事業者 地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者であって、<u>令和4年3月31日</u>までに、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同条第3項の規定に基づく認定（次条において「計画認定」という。）を受けたものをいう。</p> <p>(地方活力向上地域内における特定業務施設の整備に係る固定資産税の課税免除又は不均一課税)</p> <p>第3条 認定事業者が、計画認定を受けた日から同日の<u>翌日</u>以後2年を経過する日まで（同日までに地域再生法第17条の2第6項の規定により計画認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内等において特定業務施設を</p>

<p>新設し、又は増設した場合において、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第3号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に該当するものに限る。以下「特定業務施設供用資産」という。）に対して課する固定資産税の税率は、当該特定業務施設供用資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から起算して3年度分の固定資産税に限り、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業については、第1年度から第3年度まで課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、日南町税条例（昭和45年日南町条例第30号）第62条の規定にかかわらず、100分の0.15とする。</p>	<p>新設し、又は増設した場合において、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第3号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に該当するものに限る。以下「特定業務施設供用資産」という。）に対して課する固定資産税の税率は、当該特定業務施設供用資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から起算して3年度分の固定資産税に限り、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業については、第1年度から第3年度まで課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、日南町税条例（昭和45年日南町条例第30号）第62条の規定にかかわらず、100分の0.15とする。</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

日南町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について

次のとおり、日南町長及び副町長の給与の減額に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

日南町長 中村 英明

日南町長及び副町長の給与の減額に関する条例

日南町長及び副町長の給与の減額に関する条例を次のように制定する。

（趣旨）

第1条 この条例は、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年日南町条例第8号。以下「特別職給与条例」という。）に基づいて支給する給与の額の減額について定めるものとする。

（町長及び副町長の給料月額の減額）

第2条 町長の給料月額は令和4年7月1日から同年7月31日までの間において、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、同条別表1に規定する給料月額から当該月額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

2 副町長の給料月額は令和4年7月1日から同年7月31日までの間において、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、同条別表第1に規定する給料月額から当該月額の100分の5に相当する額を減じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、期末手当の算定の基礎となる給料月額は特別職給与条例第3条に規定する額とする。

附 則

（施行期日等）

この条例は、公布の日から施行し、令和4年7月31日をもって廃止する。

議案第58号

日南町議会議員及び日南町長の選挙における選挙運動の公営費に関する条例の制定について

次のとおり、日南町議会議員及び日南町長の選挙における選挙運動の公営費に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

日南町長 中村 英明

日南町議会議員及び日南町長の選挙における選挙運動の公営費に関する条例

日南町議会議員及び日南町長の選挙における選挙運動の公営費に関する条例を次のように制定する。

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、日南町議会議員及び日南町長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)の選挙運動用自動車の使用及び掲示場用ポスターの作成について、その費用を町が支出することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「選挙運動用自動車」とは、法第141条第1項の自動車をいう。

2 この条例において「掲示場用ポスター」とは、法第143条第1項第5号のポスターをいう。

(選挙運動用自動車の使用の公営費)

第3条 町は、次項に定める限度額の範囲内で候補者が無料で選挙運動用自動車を使用することができるよう、その費用を支出するものとする。ただし、法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該候補者に係る供託物が町に帰属することとならない場合に限る。

2 前項の規定による費用の支出の限度額は、候補者1人について、23,000円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第4条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、日南町選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)が定めるところにより、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)

第5条 町は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合

当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が23,000円を超える場合には、23,000円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合

当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が10,000円を超える場合には、10,000円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、3,000円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が10,000円を超える場合には、10,000円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第6条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(掲示場用ポスターの作成の公費の支払)

第7条 町は、第3条第1項ただし書に規定する場合に限り、次項に定める限度額の範囲内で、当該候補者が掲示場用ポスターを無料で作成することができるよう、その費用を支出するものとする。

2 前項に定める限度額は、候補者1人について、第9条に規定する単価の限度額に掲示場用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、日南町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関す

る条例(昭和62年日南町条例第4号)に基づき設置されたポスターの掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数に1.1を乗じて得た数)を乗じて得た金額とする。

(掲示場用ポスターの作成の契約締結の届出)

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)との間において掲示場用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会が定めるところにより、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(掲示場用ポスターの作成の公費の支払)

第9条 町は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が1,000円を超える場合には、1,000円)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数に1.1を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和4年度日南町一般会計補正予算（第1号）

令和4年度日南町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,852,027千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年6月9日提出

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		458,818	61,039	519,857
	1 国庫負担金	207,218	8,334	215,552
	2 国庫補助金	250,705	52,705	303,410
15 県支出金		846,514	4,191	850,705
	2 県補助金	635,296	4,191	639,487
16 財産収入		93,387	0	93,387
	1 財産運用収入	17,087	0	17,087
18 繰入金		405,573	△1,994	403,579
	2 基金繰入金	405,573	△1,994	403,579
21 町債		940,600	△1,500	939,100
	1 町債	940,600	△1,500	939,100
歳入	合計	6,790,291	61,736	6,852,027

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,176,146	6,299	1,182,445
	1 総務管理費	1,067,638	5,690	1,073,328
	4 選挙費	25,673	609	26,282
3 民生費		1,091,420	12,750	1,104,170
	1 社会福祉費	727,555	9,840	737,395
	2 児童福祉費	270,129	2,910	273,039
4 衛生費		967,455	11,947	979,402
	1 保健衛生費	327,304	11,947	339,251
6 農林水産業費		1,375,306	4,174	1,379,480
	1 農業費	976,153	4,174	980,327
7 商工費		106,269	23,056	129,325
	1 商工費	106,269	23,056	129,325
8 土木費		563,397	338	563,735
	5 住宅費	16,974	338	17,312
10 教育費		481,939	3,172	485,111
	1 教育総務費	170,111	△338	169,773
	5 社会教育費	172,282	3,510	175,792
歳 出	合 計	6,790,291	61,736	6,852,027

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
町営バス運行管理委託料	R5. 4. 1~R7. 9. 30	209,000
スマートデマンド交通システム利用料	R5. 4. 1~R9. 9. 30	9,230

第3表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎地域持続的発展事業	130,900	証書借入又は証券発行	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融資条件による。ただし書当初に同じ	129,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和4年度日南町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	458,818	61,039	519,857
15 県支出金	846,514	4,191	850,705
16 財産収入	93,387	0	93,387
18 繰入金	405,573	△1,994	403,579
21 町債	940,600	△1,500	939,100
歳入合計	6,790,291	61,736	6,852,027

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	69,346	0	69,346				
2 総務費	1,176,146	6,299	1,182,445	3,983			2,316
3 民生費	1,091,420	12,750	1,104,170	14,514			△1,764
4 衛生費	967,455	11,947	979,402	11,947			
6 農林水産業費	1,375,306	4,174	1,379,480	4,052			122
7 商工費	106,269	23,056	129,325	22,250			806
8 土木費	563,397	338	563,735			245	93
9 消防費	167,480	0	167,480	800			△800
10 教育費	481,939	3,172	485,111	7,684	△1,500	△245	△2,767
歳 出 合 計	6,790,291	61,736	6,852,027	65,230	△1,500		△1,994

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 衛生費国庫負担金	356	8,334	8,690	1 保健衛生費負担金	8,334	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 8,334
計	207,218	8,334	215,552			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 民生費国庫補助金	8,591	2,294	10,885	1 社会福祉費補助金	2,294	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 2,100 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 194
4 衛生費国庫補助金	2,382	3,613	5,995	1 保健衛生費補助金	3,613	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 3,613
10 教育費国庫補助金	4,487	900	5,387	3 中学校費補助金	900	学校保健特別対策事業費補助金 900
22 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金	55,582	45,898	101,480	1 新型コロナウイルス感 染症対応地方創生臨時 交付金	45,898	新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金 45,898
計	250,705	52,705	303,410			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費県補助金	43,586	3,983	47,569	1 総務管理費補助金	3,983	新たな地域交通体系構築支援補助金 3,983
3 民生費県補助金	34,999	208	35,207	1 社会福祉費補助金	208	原油価格高騰に係る生活困窮世帯支援事業補助金 178 訪問介護サービス事業所等燃油高騰緊急対策事業補助金 30
計	635,296	4,191	639,487			

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 財産貸付収入	10,107	0	10,107	1 土地建物貸付収入		土地建物等財産貸付収入 245 教員住宅使用料 △245
計	17,087	0	17,087			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	378,248	△1,994	376,254	1 財政調整基金繰入金	△1,994	財政調整基金繰入金 △1,994
計	405,573	△1,994	403,579			

(款) 21 町債

(項) 1 町債

12 過疎債	742,800	△1,500	741,300	1 過疎債	△1,500	過疎地域持続的発展特別事業債 △1,500
計	940,600	△1,500	939,100			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	69,346	0	69,346					8 旅費	△429	議会活動
								18 負担金補助及び交付金	429	
計	69,346	0	69,346							

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	305,240	0	305,240					8 旅費	△300	一般管理事務
								18 負担金補助及び交付金	300	
10 諸費	520,198	5,690	525,888	3,983			1,707	12 委託料	5,690	公共交通確保総合対策事業 5,690
計	1,067,638	5,690	1,073,328	3,983			1,707			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	33,845	0	33,845					1 報酬	1,767	戸籍住民基本台帳一般事務
								2 給料	△1,767	
								3 職員手当等	△86	
								8 旅費	86	
計	33,845	0	33,845							

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
5 町長選挙費	8,012	609	8,621				609	18 負担金補助及び交付金	609	町長選挙執行事務	609
計	25,673	609	26,282				609				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	353,928	9,840	363,768	9,290			550	10 需用費	111	国民健康保険事業	550
								11 役務費	41	民生一般管理事務（福祉保健課）	8,934
								13 使用料及び賃借料	48	生活困窮者自立支援事業	356
								18 負担金補助及び交付金	6,640		
								19 扶助費	2,450		
								27 繰出金	550		
計	727,555	9,840	737,395	9,290			550				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

5 認定こども園費	178,456	2,910	181,366	5,224			△2,314	17 備品購入費	2,910	認定こども園管理運営事務	2,910
計	270,129	2,910	273,039	5,224			△2,314				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 予防費	19,117	11,947	31,064	11,947				7 報償費	2,362	予防衛生一般事業	11,947
								10 需用費	127		
								11 役務費	824		
								12 委託料	8,484		
								13 使用料及び賃借料	150		
計	327,304	11,947	339,251	11,947							

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

2 農業総務費	103,230	122	103,352				122	18 負担金補助及び交付金	122	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	122
4 畜産業費	1,903	4,052	5,955	4,052				18 負担金補助及び交付金	4,052	畜産振興対策事業	4,052
計	976,153	4,174	980,327	4,052			122				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	37,364	23,056	60,420	22,250			806	10 需用費	153	商工総務一般管理事務	23,056
								17 備品購入費	653		
								18 負担金補助及び交付金	22,250		
計	106,269	23,056	129,325	22,250			806				

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 住宅管理費	16,974	338	17,312			245	93	10 需用費	338	住宅管理事務	338
計	16,974	338	17,312			245	93				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

4 災害対策費	14,587	0	14,587	800			△800			財源組替 防災対策事業（財源振替）	
計	167,480	0	167,480	800			△800				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	152,953	△338	152,615	2,671		△245	△2,764	10 需用費	△338	教員住宅管理運営事務 生き抜く力育成事業（財源振替）	△338
計	170,111	△338	169,773	2,671		△245	△2,764				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	28,132	0	28,132					11 役務費	△18	学校管理運営事務	
								17 備品購入費	18		
計	33,813	0	33,813								

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	19,511	0	19,511					11 役務費	△18	学校管理運営事務
								17 備品購入費	18	
計	28,154	0	28,154							

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	30,827	610	31,437	610				11 役務費	614	青少年健全育成事業	610
								17 備品購入費	△4	日野郡ふるさと教育推進事業	
3 文化振興費	73,326	2,900	76,226	2,900				10 需用費	1,430	総合文化センター管理事務費	2,900
								17 備品購入費	1,470		
5 美術館費	45,473	0	45,473					1 報酬	1,754	美術館管理運営事務	
								2 給料	△1,754		
								3 職員手当等	△86		
								8 旅費	86		
計	172,282	3,510	175,792	3,510							

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

3 学校給食費	42,695	0	42,695	1,503	△1,500		△3			財源組替 学校給食運営事務(財源振替)
計	77,579	0	77,579	1,503			△3			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末 及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額、補正額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	8,215,569	8,325,168	[△1,500] 924,100	716,871	[△1,500] 8,532,397
① 土 木	243,155	276,118	50,300	6,707	319,711
② 衛 生	17,514	13,216	0	4,319	8,897
③ 農 林 水 産	0	0	0	0	0
④ 公 有 林	3,269	2,197	0	1,089	1,108
⑤ 防 災	301,817	307,757	51,000	7,396	351,361
⑥ 学 校	20,533	13,804	0	6,844	6,960
⑦ 過 疎	5,818,593	5,792,493	611,900	494,450	5,909,943
⑧ 過疎地域持続的発展	756,300	810,705	[△1,500] 130,900	66,903	[△1,500] 874,702
⑨ 臨時財政特例債	0	0	0	0	0
⑩ 地域総合整備事業債	0	0	0	0	0
⑪ 減税補填・臨時税収 補填・臨時財政対策債	1,054,388	1,108,878	80,000	129,163	1,059,715
⑫ 総 務	0	0	0	0	0

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額、補正額	当該年度中 元金償還見込額	
2. 災害復旧債	50,161	102,909	16,500	30,140	89,269
① 土 木	50,161	102,909	16,500	30,140	89,269
② 農 林 水 産	0	0	0	0	0
③ そ の 他	0	0	0	0	0
補 正 額			△ 1,500		△ 1,500
補 正 前 の 額			940,600	747,011	8,621,666
合 計	8,265,730	8,428,077	939,100	747,011	8,620,166

議案第60号

令和4年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度日南町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,097千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ626,789千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月9日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		45,537	7,097	52,634
	1 他会計繰入金	45,309	550	45,859
	2 基金繰入金	228	6,547	6,775
歳入	合計	619,692	7,097	626,789

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		453,491	824	454,315
	6 出産育児諸費	840	824	1,664
7 諸支出金		12,928	△1,298	11,630
	3 積立金	1,689	△1,298	391
12 国民健康保険事業費納付金		116,830	7,571	124,401
	1 医療給付費分	76,494	7,872	84,366
	2 後期高齢者支援金等分	31,895	△715	31,180
	3 介護納付金分	8,441	414	8,855
歳 出	合 計	619,692	7,097	626,789

令和4年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	45,537	7,097	52,634
歳入合計	619,692	7,097	626,789

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	453,491	824	454,315			824	
7 諸支出金	12,928	△1,298	11,630			△1,298	
12 国民健康保険事業費納付金	116,830	7,571	124,401			7,571	
歳 出 合 計	619,692	7,097	626,789			7,097	

2 歳 入

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	45,309	550	45,859	4 出産育児一時金等繰入金	550	出産育児一時金繰入金 550
計	45,309	550	45,859			

(款) 8 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 国保財政調整基金繰入金	228	6,547	6,775	1 国保財政調整基金繰入金	6,547	国保財政調整基金繰入金 6,547
計	228	6,547	6,775			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 6 出産育児諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 出産育児一時金	840	824	1,664			824		18 負担金補助及び交付金	824	保険給付事業	824
計	840	824	1,664			824					

(款) 7 諸支出金

(項) 3 積立金

1 基金積立金	1,689	△1,298	391			△1,298		24 積立金	△1,298	財政調整基金積立金管理	△1,298
計	1,689	△1,298	391			△1,298					

(款) 12 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1 一般被保険者医療給付費分	76,494	7,872	84,366			7,872		18 負担金補助及び交付金	7,872	一般被保険者医療給付費分	7,872
計	76,494	7,872	84,366			7,872					

(款) 12 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	31,895	△715	31,180			△715		18 負担金補助及び交付金	△715	一般被保険者後期高齢者支援金等分	△715
計	31,895	△715	31,180			△715					

(款) 12 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般被保険者介護納付金分	8,441	414	8,855			414		18 負担金補助及び交付金	414	一般被保険者介護納付金分	414
計	8,441	414	8,855			414					

令和4年6月 日南町議会定例会

補正予算説明附属資料

一	一般会計		
	総務課	・・・	1
	企画課	・・・	1
	福祉保健課	・・・	3
	農林課	・・・	5
	教育委員会	・・・	5
	国保特会	・・・	7

令和4年度 一般会計補正予算(第1号)説明資料

02 款 総務費

04 項 選挙費

05 目 町長選挙費

総務課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1347 町長選挙執行事務	補正前の額	8,012	0	0	0	8,012	
	補正額	609	0	0	0	609	
	補正後の額	8,621	0	0	0	8,621	

○ 事業説明

公職選挙法の改正により、条例で定めた選挙公営費について計上するもの。

○ 執行経費

負担金補助及び交付金

・ 選挙ポスター作製に関する公営費	88,000円×3人	264千円
・ 選挙運動自動車借用に関する公営費	10,000円×3人×5日	150千円
・ 選挙運動自動車の運転手に関する公営費	10,000円×3人×5日	150千円
・ 選挙運動時使用燃料に関する公営費	3,000円×3人×5日	45千円

02 款 総務費

01 項 総務管理費

10 目 諸費

企画課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1031 公共交通確保 総合対策事業	補正前の額	125,537	27,997	26,600	2,483	68,457	
	補正額	5,690	3,983	0	0	1,707	
	補正後の額	131,227	31,980	26,600	2,483	70,164	

○ 事業説明

10月1日からの新たな公共交通体系にかかる町営バス運行管理委託料の精査による増額。

○ 執行経費

委託料

・ 町営バス運行管理委託料 (路線バス)		4,090千円
・ 町営バス運行管理委託料 (臨時運行便)		1,600千円

○ 財源

(県) 新たな地域交通体系構築支援補助金		3,983千円
----------------------	--	---------

令和4年度 一般会計補正予算(第1号)説明資料

07 款 商 工 費

01 項 商 工 費

01 目 商工総務費

企 画 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1190 商工総務一般管理 事務	補正前の額	21,411	0	5,800	1	15,610	
	補 正 額	23,056	22,250	0	0	806	
	補正後の額	44,467	22,250	5,800	1	16,416	

○ 事業説明

【キャッシュレス決済事業】

- ・ 町外在住者向けたったもカード製作費の増額（半導体不足による値上げのため）
- ・ 決済端末の購入（加盟店の新規加入見込みにより、7台増台）

■ たったもカード地域内経済循環対策事業（1,000千円）

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、疲弊する町内事業者を応援するため、たったもカード電子マネーチャージ時のプレミアムポイントを一定期間1%から5%にすることにより、町内のお買い物需要促進を図る。

■ たったもカード原油価格等高騰対策町内経済活性化事業（21,250千円）

- ・ 原油価格及び物価の高騰による町民生活の負担を軽減し、町内経済循環を促進するため、たったもカードのスペシャルポイントを全町民に対し一律5,000ポイント付与する。

○ 執行経費

- ・ 需用費 153 千円
- ・ 備品購入費 653 千円
- ・ 負担金補助及び交付金 22,250 千円

○ 財 源

- （国）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 22,250 千円

令和4年度 一般会計補正予算(第1号)説明資料

03 款 民生費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1270 民生一般管理事務 (福祉保健課)	補正前の額	20,272	1,511	0	960	17,801	
	補正額	8,934	8,934	0	0	0	
	補正後の額	29,206	10,445	0	960	17,801	

○ 事業説明

■ 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、生活の支援を行うことを目的に、子育て世帯生活支援特別給付金（低所得の子育て世帯分ならびに低所得のひとり親世帯分）を支給する。これにかかる事業費及び事務費を計上する。

（国の基本給付基準）

令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、ひとり親の給付金を受給していない者、又はその他対象児童の養育者（令和4年3月31日において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者）で、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者か令和4年1月以降の家計急変者に、対象児童一人につき5万円を支給する。

■ 福祉事業所等に係る燃油及び光熱費等支援補助金

長期化しているコロナ禍にあつて燃油価格の高騰の影響を受けながらも、ストップすることのできない町民の福祉を支える町内福祉事業所等に対し、車両燃料費上昇分相当にかかる額を支援する。加えて、光熱費（電気・ガス等）についても、価格上昇分の1/2を支援する。

（補助対象）

車両燃料費助成

- ・ 訪問介護サービス事業： 1台当たり20千円
- ・ 通所介護サービス事業： 1台当たり30千円
- ・ 障害サービス事業（訪問相談業務、通所サービス等）： 1台当たり20千円

光熱費助成

- ・ 負担増額分×1/2

○ 執行経費

・ 需用費（封筒・紙代）	111 千円
・ 役務費（電話料）	5 千円
・ 役務費（郵券料）	20 千円
・ 役務費（振込手数料）	10 千円
・ 使用料及び賃借料（コピー機等使用料）	48 千円
・ 負担金補助及び交付金（補助金）	6,640 千円
・ 扶助費（給付金）	2,100 千円

○ 財源

・ （国 10/10）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	6,610 千円
・ （国 10/10）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 （低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金 2,100千円） （低所得の子育て世帯生活支援特別給付事務費補助金 194千円）	2,294 千円
・ （県 定額）訪問介護サービス事業所等燃油高騰緊急対策事業補助金	30 千円

令和4年度 一般会計補正予算(第1号)説明資料

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1540 生活困窮者自立支援事業	補正前の額	2,059	1,207	0	0	852	
	補正額	356	356	0	0	0	
	補正後の額	2,415	1,563	0	0	852	

○ 事業説明

■ 原油価格等の高騰にかかる生活困窮世帯支援事業

コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を受けている生活困窮者の当面の生活を維持・支援するため、光熱費について1世帯につき7,000円を現金給付する。

(対象:生活保護受給者世帯、児童扶養手当受給者世帯等)

○ 執行経費

- ・ 役務費 (振込手数料: 110円×50世帯見込み) 6千円
- ・ 扶助費 (給付金: 7,000円×50世帯見込み) 350千円

○ 財 源

- ・ (国1/2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 178千円
- ・ (県1/2) 原油価格高騰に係る生活困窮世帯支援事業補助金 178千円

04 款 衛 生 費

01 項 保健衛生費

福祉保健課

02 目 予 防 費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1298 予防衛生一般事業	補正前の額	19,117	3,145	0	1,508	14,464	
	補正額	11,947	11,947	0	0	0	
	補正後の額	31,064	15,092	0	1,508	14,464	

○ 事業説明

新型コロナウイルスワクチン接種4回目にあたり、接種対象者へのワクチン接種費用(60歳以上・基礎疾患接種費用、時間外・休日加算上乗せ分)ならびに医師報償費、接種事務や会場整備など体制づくりに必要な経費を計上する。

○ 執行経費

- ・ 報償費 2,362千円
- ・ 需用費 127千円
- ・ 役務費 (郵券料、通信運搬費) 824千円
- ・ 委託料 (※60歳以上・基礎疾患接種費用、時間外・休日加算上乗せ分) 8,334千円
(※住所地外接種事務委託 (国保連合会)) 150千円
- ・ 使用料及び賃借料 (コピー機使用料) 150千円

○ 財 源

- ・ (国10/10) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 3,613千円
- ・ (国10/10) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 8,334千円

令和4年度 一般会計補正予算(第1号)説明資料

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

04 目 畜産業費

農 林 課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1165 畜産振興対策事業	補正前の額	1,903	0	500	1,027	376	
	補正額	4,052	4,052	0	0	0	
	補正後の額	5,955	4,052	500	1,027	376	

○ 事業説明

町内の酪農経営者と和牛繁殖農家に対し、飼料価格等の高騰対策として支援を行う。
(補助率: 1/6)

○ 執行経費

負担金補助及び交付金

日南町版畜産経営緊急救済事業

4,052 千円

(酪農: 2経営体、和牛繁殖: 13経営体)

○ 財 源

(国) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

4,052 千円

03 款 民生費

02 項 児童福祉費

05 目 認定こども園費

教育委員会

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1575 認定こども園管理 運営事務	補正前の額	178,456	5,791	2,300	2,650	167,715	
	補正額	2,910	5,224	0	0	△ 2,314	
	補正後の額	181,366	11,015	2,300	2,650	165,401	

○ 事業説明

新型コロナウイルス感染症を予防し安心安全な保育を行うため、洗濯機及び空気清浄機の導入を行う。加えて、当初予算計上済みの施設消毒作業委託及び消毒用品にかかる経費について、財源振替(新型コロナ臨時交付金の充当)を行う。

○ 執行経費

備品購入費

洗濯機 (1台)

40 千円

空気清浄機 (24台)

2,870 千円

○ 財 源

(国) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

5,224 千円

(うち、当初予算計上済み経費への財源振替分 2,314千円)

令和4年度 一般会計補正予算(第1号)説明資料

10 款 教 育 費

05 項 社会教育費

教育委員会

01 目 社会教育総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1249 青少年健全育成事業	補正前の額	792	0	0	68	724	
	補正額	610	610	0	0	0	
	補正後の額	1,402	610	0	68	724	
<p>○ 事業説明</p> <p style="padding-left: 20px;">「日南町二十歳を祝う会」式典を安全に開催するため、対象者に対しPCR検査を実施する。</p> <p>○ 執行経費</p> <p style="padding-left: 20px;">役務費 PCR検査料 16,940円×36名 (R4年度対象者見込み) 610 千円</p> <p>○ 財 源</p> <p style="padding-left: 20px;">(国) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 610 千円</p>							

10 款 教 育 費

05 項 社会教育費

教育委員会

03 目 文化振興費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1258 総合文化センター 管理事務費	補正前の額	72,536	0	3,100	300	69,136	
	補正額	2,900	2,900	0	0	0	
	補正後の額	75,436	2,900	3,100	300	69,136	
<p>○ 事業説明</p> <p style="padding-left: 20px;">総合文化センター内における新型コロナウイルス感染リスクの低減を目的に、トイレ内の手洗いを自動水栓化するとともに、研修室等に空気清浄機の導入を行う。</p> <p>○ 執行経費</p> <p style="padding-left: 20px;">需用費 建物設備等修繕料 (トイレ手洗い自動水栓化) 1,430 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">備品購入費 空気清浄機 (13台) 1,470 千円</p> <p>○ 財 源</p> <p style="padding-left: 20px;">(国) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2,900 千円</p>							

令和4年度 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)説明資料

02 款 保険給付費

06 項 出産育児諸費

住 民 課

01 目 出産育児一時金

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1086 保険給付事業	補正前の額	840	0	0	280	560	
	補正額	824	0	0	274	550	
	補正後の額	1,664	0	0	554	1,110	
<p>○ 事業説明 ・ 出産育児給付費(2件分)を増額する。</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 824 千円 (420千円×2件－予算残額16千円)</p> <p>○ 財 源 ・ 一般会計繰入金(出産育児一時金繰入金)※一般財源扱い 550 千円 ・ 国民健康保険税(医療給付費分現年課税分) 274 千円</p>							

07 款 諸支出金

03 項 積立金

住 民 課

01 目 基金積立金

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1097 財政調整基金 積立金管理	補正前の額	1,689	0	0	1,689	0	
	補正額	△1,298	0	0	△1,298	0	
	補正後の額	391	0	0	391	0	
<p>○ 事業説明 事業費の精査による減額を行う。</p> <p>○ 執行経費 積立金 △1,298 千円</p> <p>○ 財 源 国民健康保険税(医療給付費分現年課税分) △1,298 千円</p>							

令和4年度 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)説明資料

12 款 国民健康保険事業費納付金

01 項 医療給付費分

住 民 課

01 目 一般被保険者医療給付費分

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1559 一般被保険者 医療給付費分	補正前の額	76,494	0	0	52,483	24,011	
	補 正 額	7,872	0	0	7,872	0	
	補正後の額	84,366	0	0	60,355	24,011	

○ 事業説明

- ・ 国民健康保険事業費納付金の額の確定に伴う増額及び財源組替を行う。

○ 執行経費

負担金補助及び交付金

7,872 千円

○ 財 源

- ・ 国民健康保険税（医療給付費分現年課税分） 1,024 千円
- ・ 国民健康保険税（後期高齢者支援金分現年課税分） 715 千円
- ・ 国民健康保険税（介護納付金分現年課税分） △ 414 千円
- ・ 国保財政調整基金繰入金 6,547 千円